



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
6月17日
第317号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則 (森林保全課)	1
○ 告 示	
都市計画事業の変更の認可 (下水道課)	2
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院 (医療政策課)	2
社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の事業所の名称変更の届出 (医療福祉推進課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	3
クリーニング師の研修およびクリーニング業務従事者に対する講習の指定 (生活衛生課)	4
○ 公 告	
令和5年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告 (医療政策課)	4
令和5年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告 (医療政策課)	7
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告	
土地改良区役員退任および就任公告 (東近江)	11
○ 雑 報	
環境影響評価方法書の縦覧公告	12
環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告	13

規 則

滋賀県造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第39号

滋賀県造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則

滋賀県造林事業補助金交付規則 (昭和42年滋賀県規則第46号) の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 知事は、補助金の交付の申請をした者またはその役員等 (法人 (法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。) である場合にあつては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあつては営業所等の代表者をいう。以下同じ。) が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。次号において「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)
- (2) 暴力団員 (法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維

持、運営に協力し、または関与している者

- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

3 知事は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

第5条を削る。

第6条中「補助事業者」を「補助金の交付決定および補助金額の確定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)」に、「もしくは」を「または」に改め、「ある」の右に「。補助事業者またはその役員等が前条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合についても、同様とする」を加え、同条を第5項とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県造林事業補助金交付規則の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

告 示

滋賀県告示第257号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和4年滋賀県告示第102号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和4年6月17日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 湖南省
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業、湖南省公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年2月29日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和55年滋賀県告示第84号、昭和59年滋賀県告示第317号、昭和61年滋賀県告示第17号、昭和61年滋賀県告示第101号、昭和63年滋賀県告示第125号、平成元年滋賀県告示第242号、平成2年滋賀県告示第118号、平成3年滋賀県告示第430号、平成3年滋賀県告示第609号、平成7年滋賀県告示第118号、平成7年滋賀県告示第304号、平成9年滋賀県告示第637号、平成10年滋賀県告示第167号、平成12年滋賀県告示第646号、平成15年滋賀県告示第169号、平成16年滋賀県告示第536号、平成18年滋賀県告示第247号、平成21年滋賀県告示第230号、平成22年滋賀県告示第246号、平成24年滋賀県告示第152号、平成28年滋賀県告示第117号、平成29年滋賀県告示第158号、令和3年滋賀県告示第218号および令和4年滋賀県告示第102号の事業地のうち湖南省石部緑台一丁目ならびに石部緑台二丁目を変更する。

滋賀県告示第258号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
市立野洲病院	野洲市	野洲市小篠原1094番地	令和7.6.30

滋賀県告示第259号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条第2項の規定に基づき登録研修機関として登録した者のうち、次の者から事業所の名称変更の届出があった。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地	開設者の名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	研修の課程	変更年月日	登録番号
株式会社オーボックス	DXO株式会社	東京都中野区本町三丁目31-11Daiwa中野坂上ビル6階	DXO株式会社代表取締役 片貝浩樹	東京都中野区本町三丁目31-11Daiwa中野坂上ビル6階	第1号研修 第2号研修	令和4.4.1	2511504

滋賀県告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
青空てらす吉川	野洲市吉川928番地3	グロービス株式会社	野洲市西河原三丁目2450番地	生活介護	令和4.5.1	2511300390
ふぁみりいショートステイ	彦根市高宮町907番地1	社会福祉法人道	彦根市高宮町907番地1	短期入所	令和4.6.1	2510200724

滋賀県告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ショートステイとまと	彦根市賀田山町522-2	社会福祉法人ひかり福祉会	長浜市鳥羽上町68-1	短期入所	2510200344	令和4.3.31
つくも	草津市西大路町11-18	株式会社近商物産	草津市西大路町11-18	生活介護	2510600659	令和4.3.31

滋賀県告示第262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
ユタカ薬局南草津	草津市野路町689番地3	薬局	亀田里紗子	令和4.5.1

滋賀県告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	ユタカ薬局南草津	草津市野路町689番地3	薬局	亀田里紗子	令和4.5.1
更生医療・育成医療	訪問看護ステーションゆげ	蒲生郡竜王町大字弓削1825番地	訪問看護	—	令和4.6.1

滋賀県告示第264号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修および同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習をそれぞれ次のとおり指定する。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 主催者の名称および所在地 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 会場の運営および設営の窓口となる団体の名称および所在地 公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター 大津市打出浜13-22
- 研修および講習の実施年月日ならびに実施会場の名称および所在地
第1型

	実施年月日	実施会場の名称および所在地
クリーニング師研修	令和4年10月30日(日)	コラボしが213階大会議室C 大津市打出浜2番1号
業務従事者講習	令和4年11月27日(日)	コラボしが213階中会議室2 大津市打出浜2番1号

第2型

	実施年月日	
クリーニング師研修	受付開始年月日	令和4年10月17日(月)
	受付締切年月日	令和4年11月4日(金)
	レポート提出締切年月日	令和4年12月7日(水)
業務従事者講習	受付開始年月日	令和4年11月14日(月)
	受付締切年月日	令和4年12月2日(金)
	レポート提出締切年月日	令和5年1月11日(水)

4 予定人員

クリーニング師研修 第1型 30人 第2型 20人

業務従事者講習 第1型 20人 第2型 30人

5 受講料

クリーニング師研修 5,000円

業務従事者講習 4,500円

- 6 受講についての問合せ先 公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター 大津市打出浜13-22 電話 077-524-2311

公 告

令和5年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告

令和5年度滋賀県立看護専門学校学生を次のとおり募集する。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大造

1 一般試験

(1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)

(2) 修業年限 3年

(3) 募集人員 入学定員80人のうち約50%

(4) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者(令和5年3月卒業見込みの者を含む。)

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの(令和5年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者である。

(ア) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの

(ロ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(ハ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者

(ニ) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(ホ) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

(ヘ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

(ニ) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者(事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。)

(5) 出願手続

ア 受付期間は令和4年12月15日(木)から令和4年12月22日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和4年12月22日(木)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(6) 出願書類および入学考査手数料

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙)

ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書(令和5年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書)

オ (4)イに該当する者にあつては、出願資格を有することを証明する書類

カ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)

キ 宛名票(所定の用紙)

ク 入学考査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)

(7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(8) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績および適性検査を総合判定して行う。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年	月	日	時	間	試	験	科	目
---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和5年1月11日(水)	10:00~10:50	国語総合(古文・漢文の範囲を除く。)
	11:10~12:00	数学I
	13:00~13:50	コミュニケーション英語I
	14:10~14:50	適性検査

イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和5年2月2日(木)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。

(10) 二次募集 入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、別途二次募集を行うことがある。

(11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 社会人試験

(1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)

(2) 修業年限 3年

(3) 募集人員 入学定員80人のうち約10%

(4) 出願資格 1(4)アまたはイのいずれかに該当する者で、満22歳以上(令和5年4月1日現在)のものとする。

(5) 出願手続

ア 受付期間は令和4年10月24日(月)から令和4年10月31日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和4年10月31日(月)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要な事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(6) 出願書類および入学考査手数料

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙)

ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書

オ 1(4)イに該当する者にあつては、出願資格を有することを証明する書類

カ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)

キ 宛名票(所定の用紙)

ク 入学考査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)

(7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(8) 入学者選考方法 入学者の選考は、小論文、学力試験の成績、適性検査および面接試験を総合判定して行う。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年	月	日	時	間	試	験	科	目
令和4年11月18日(金)			9:30~10:50		小論文			
			11:10~12:00		数学I			
			13:00~13:40		適性検査			
			14:00~		面接			

イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和4年12月7日(水)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。

(10) その他 (1)から(9)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 推薦試験

(1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)

- (2) 修業年限 3年
- (3) 募集人員 入学定員80人のうち約40%
- (4) 出願資格および推薦要件 次のアからオまでのいずれにも該当し、かつ、現に在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。
 - ア 令和5年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者
 - イ 評定平均値が3.5以上である者
 - ウ 専願である者
 - エ 卒業後、県内において看護業務に従事する意思を有する者
 - オ 滋賀県内に住所を有する者
- (5) 推薦人員 人員制限なし
- (6) 出願手続
 - ア 受付期間は令和4年10月24日(月)から令和4年10月31日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。
郵送の場合は、令和4年10月31日(月)までの日の消印のあるものを有効とする。
 - イ 入学志願者は、(7)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学検査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。
 - ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。
- (7) 出願書類および入学検査手数料
 - ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
 - イ 入学試験受験票(所定の用紙)
 - ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
 - エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書(オの調査書に卒業見込みの証明がある場合は、不要とする。)
 - オ 高等学校または中等教育学校の調査書
 - カ 推薦書(所定の用紙により、在学中の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)
 - キ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)
 - ク 宛名票(所定の用紙)
 - ケ 入学検査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)
- (8) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。
- (9) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、面接試験および調査書を総合判定して行う。
- (10) 入学者選考試験
 - ア 試験日時および科目

年 月 日	時 間	試 験 科 目
令和4年11月18日(金)	10:00~10:50	国語総合(古文・漢文の範囲を除く。)
	11:10~12:00	数学I
	13:00~	面接(グループ討議方式)

- イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1
- ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和4年12月7日(水)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人および在学中の高等学校または中等教育学校の長宛て通知する。
- エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。
- (11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

令和5年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告

令和5年度滋賀県立総合保健専門学校学生を次のとおり募集する。

令和4年6月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 一般試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	一 般 入 学 募 集 人 員

看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち約40パーセント
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち約30パーセント

(2) 修学年限

課程	学科	修業年限
看護専門課程	看護学科	3年
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	3年

(3) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者（令和5年3月卒業見込みの者を含む。）
- イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの（令和5年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）
 - ※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者である。
 - (ア) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (ウ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (エ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
 - (オ) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (カ) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
 - (キ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
 - (ク) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの（事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。）

(4) 出願手続

- ア 受付期間は令和4年11月18日(金)から令和4年11月25日(金)まで（土曜日および日曜日を除く。）とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。
 郵送の場合は、令和4年11月25日(金)までの日の消印のあるものを有効とする。
- イ 入学志願者は、(5)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料9,800円（本校受付の場合は現金または郵便為替、郵送の場合は郵便為替とすること。）を添えて、滋賀県立総合保健専門学校（〒524-0022 守山市守山五丁目4-10）に提出すること。
- ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

- ア 入学願書（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）
- イ 入学試験受験票（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）
- ウ 受験写真票（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）
- エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書または卒業見込証明書
- オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの
- カ 合否通知書送付用宛名票（所定の用紙）
- キ 入学試験受験票送付用封筒（所定の封筒）

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課程	学科	試験科目
----	----	------

看護専門課程	看護学科	国語総合、数学Ⅰ・数学Aおよびコミュニケーション英語Ⅰ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	国語総合、数学Ⅰおよび小論文

注 国語総合については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和4年10月14日(金)までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年月日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和4年 12月27日 (火)	看護学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ・ 数 学 A	コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン 英 語 Ⅰ	適 性 検 査
	歯科衛生学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ	小 論 文	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和5年1月26日(木)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(10) 二次募集 入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、別途二次募集を行うことがある。

(11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 社会人試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	社 会 人 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち約10パーセント
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち約20パーセント

(2) 出願資格 1(3)アまたはイのいずれかに該当する者で、卒業後県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる満22歳以上(令和5年4月1日現在)のものとする。

(3) 出願手続

ア 受付期間は令和4年10月7日(金)から令和4年10月14日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和4年10月14日(金)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(4)に掲げる出願書類および入学考査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(4) 出願書類

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書

オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの

カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)

キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(5) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(6) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
-----	-----	---------

看護専門課程	看護学科	数学 I および小論文
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	

イ 適性検査

(7) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年月日	学 科	時 間 お よ び 科 目			
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	12:20~13:00
令和4年 11月5日 (土)	看護学科 歯科衛生学科	受 付	小 論 文	数 学 I	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和4年12月2日(金)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和4年9月2日(金)までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 推薦試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	推 薦 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち約50パーセント
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち約50パーセント

(2) 出願資格および推薦要件 推薦入学を出願できる資格を有する者は、次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、現に在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。

ア 令和5年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 専願である者

ウ 卒業後、県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる者

エ 県内に住所を有する者

(3) 推薦人員 看護学科・歯科衛生学科 特に定めない。

(4) 出願手続

ア 受付期間は令和4年10月7日(金)から令和4年10月14日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和4年10月14日(金)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(5)に掲げる出願書類および入学考査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書

オ 推薦書(所定の用紙により、出身の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)

カ 可否通知書送付用宛名票(所定の用紙)

キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	国語総合、数学Ⅰ・数学Aおよびコミュニケーション英語Ⅰ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	国語総合、数学Ⅰおよび小論文

注 国語総合については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和4年 11月4日(金)	看護学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ・ 数 学 A	コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン 英 語 Ⅰ	適 性 検 査
	歯科衛生学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ	小 論 文	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和4年12月2日(金)に本人に通知するとともに、推薦者宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、島土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年6月17日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	松 村 利 夫	近江八幡市島町551番地
”	福 井 久 雄	同 所377番地
”	奥 西 仁 志	同 所614番地
”	脇 利 男	同 所662番地
”	小 西 重 次	同 所1122番地
”	雪 吹 哲 也	同 所1081番地
”	畑 幸 宏	同 所1137番地
”	北 野 薫	同 所1126番地
”	関 目 廣 吉	同 所1282番地
”	堂 川 重 義	同 所1166番地5
”	太 田 孝	同 所1307番地1
”	南 善 昭	同 所1632番地
監 事	雪 吹 良 一	同 所1110番地
”	中 西 一 男	同 市白王町766番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 川 権 治	近江八幡市島町554番地
”	安 部 健 治	同 所567番地2
”	奥 西 仁 志	同 所614番地

〃	脇 利 男	同	所662番地
〃	中 谷 智 史	同	所1070番地
〃	中 谷 善 幸	同	所2223番地 2
〃	北 川 昭 宏	同	所1165番地
〃	北 野 薫	同	所1126番地
〃	関 目 廣 吉	同	所1282番地
〃	関 目 徹	同	所1277番地
〃	太 田 孝	同	所1307番地 1
〃	南 善 昭	同	所1632番地
監 事	雪 吹 良 一	同	所1110番地
〃	奥 居 長 生	同	市鷹飼町北四丁目18番地16

雑 報

環境影響評価方法書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書を作成し、滋賀県知事および大津市長に送付しましたので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。

令和4年6月17日

- 1 公告する事業者 株式会社山崎砂利商店 代表取締役 山崎公信
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社山崎砂利商店 代表取締役 山崎公信 大津市浜大津四丁目7番6号
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業
 - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の事業(滋賀県環境影響評価条例別表第6号)
 - (3) 規模 対象事業実施区域 約10.6ヘクタール
埋立面積 約6.5ヘクタール
埋立容量 約140万立方メートル
- 4 対象事業実施区域 大津市伊香立途中町地内
- 5 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲
大津市伊香立上在地町、伊香立上龍華町、伊香立北在地町、伊香立下在地町、伊香立下龍華町、伊香立途中町、伊香立生津町、葛川坂下町、栗原および和邇北浜
京都府京都市左京区大原小出石町、大原勝林院町、大原古知平町および大原百井町
- 6 環境影響評価方法書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
大津市役所環境部環境政策課(大津市御陵町3番1号)
大津市役所伊香立支所(大津市伊香立生津町133番1号)
大津市役所和邇支所(大津市和邇高城12番地)
株式会社山崎砂利商店 本社(大津市浜大津四丁目7番6号)
なお、株式会社山崎砂利商店ホームページ(<https://yamazaki-jari.co.jp>)でも電子縦覧を行っています。
- 7 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間 令和4年6月17日から令和4年8月1日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 意見書の提出 当該環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から意見のある方は、令和4年6月17日から令和4年8月1日までの間に株式会社山崎砂利商店 本社(〒520-0047 大津市浜大津四丁目7番6号)宛てに意見書を郵送、または各縦覧場所に設置する意見書箱へ投函してください。なお、意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社山崎砂利商店ホームページからダウンロードできます。郵送に関しては令和4年8月15日まで受付を行います。

9 この公告で示した事項に係る問合せ先

事業計画に関する事項 株式会社山崎砂利商店 環境事業部 電話 077-523-2821 担当 上西
環境影響評価方法書に関する事項 株式会社MCエバテック 四日市分析センター 電話 059-346-9444 担当 林・浅野

環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第7条の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和4年6月17日

1 公告する事業者 株式会社山崎砂利商店 代表取締役 山崎公信

2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社山崎砂利商店 代表取締役 山崎公信 大津市浜大津四丁目7番6号

3 対象事業の名称等

(1) 名称 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業

(2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の事業(滋賀県環境影響評価条例別表第6号に掲げる事業)

(3) 規模 対象事業実施区域 約10.6ヘクタール

埋立面積 約6.5ヘクタール

埋立容量 約140万立方メートル

4 対象事業実施区域 大津市伊香立途中町地内

5 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲

大津市伊香立上在地町、伊香立上龍華町、伊香立北在地町、伊香立下在地町、伊香立下龍華町、伊香立途中町、伊香立生津町、葛川坂下町、栗原および和邇北浜

京都府京都市左京区大原小出石町、大原勝林院町、大原古知平町および大原百井町

6 説明会を開催する日時および場所

日時 令和4年7月17日(日)14時から15時30分までおよび19時から20時30分まで

場所 大津市和邇文化センター(大津市和邇高城12番地)

※ 開催30分前から受付を開始します。

※ 事前申込は不要です。

※ 説明会開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとらせていただきます。

- ・ 当日は出席者の連絡先を確認させていただきます。
- ・ 説明会への出席は以下に該当する方に限らせていただきます。

当日に発熱がない方

当日に咳症状がない方

濃厚接触者の経過観察期間に該当しない方

マスクを着用している方

7 この公告で示した事項に係る問合せ先

事業計画に関する事項 株式会社山崎砂利商店 環境事業部 電話 077-523-2821 担当 上西
環境影響評価方法書に関する事項 株式会社MCエバテック 四日市分析センター 電話 059-346-9444 担当 林・浅野

